

平成21年 5 月 8 日

各 位

会社名 コンドーテック株式会社
 代表者 代表取締役社長 菅原 昭
 (コード番号7438 東証・大証第2部)
 問合せ先 取締役管理本部長 安藤 朋也
 (Tel (06) 6582-8441)

定 款 の 一 部 変 更 に 関 す る お 知 ら せ

当社は、平成21年5月8日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の第57回定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項の規定により、同法の施行日をもって当社定款の株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされているため、現行定款第7条(株券の発行)を削除し、併せて単元未満株券の不発行に関する条文である現行定款第9条2項及び現行定款第11条の「発行する株券の種類」の文言を削除するものであります。
- (2) 決済合理化法附則第2条の規定により、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除するものであります。
- (3) 株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、株券喪失登録簿に関する定めを附則に移行し、平成22年1月6日に削除するものであります。
- (4) その他、必要な条数の繰り上げ及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株券の発行)</u> 第 7 条 <u>当会社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 8 条 (条文省略)</p> <p>(单元株式数及び单元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の单元株式数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、<u>单元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(单元未満株式の買増請求)</p> <p>第 10 条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求(以下「買増請求」という。)することができる。</p> <p>2. 前項に定める買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の单元株式数は、100株とする。 (削 除)</p> <p>(单元未満株式の買増請求)</p> <p>第 9 条 当社の单元未満株式を有する株主は、その单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求(以下「買増請求」という。)することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続きについては、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第12条～第40条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 3 条 <u>本附則第1条ないし本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日（金曜日）
定款変更の効力発生日 平成21年6月26日（金曜日）

以 上

※投函場所： 兜倶楽部、大証記者クラブ